

輪島市監査公表第37号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年1月24日（水） 教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○生涯学習課の業務については、教育・文化施策を司る教育委員会の中でも、公民館・図書館活動、スポーツの振興、男女共同参画社会の推進及び青少年の健全育成に関する事など、地域住民に直結した分野が所管となっている。そのような中で着実に業務に取り組んでいることが伺える。一方で文化・芸術を大切にする当市にあって、「市立図書館」は、書庫などの保管場所に余裕がなく施設自体の老朽化の問題に直面している。この案件については、立地場所・財源上も極めて大きな課題であり、「公共施設のあり方検討委員会」での論議によって今後の方向性が決定されるものと思われるが、その結果を見守りたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。